

# 霊園使用料の分割納入について

霊園使用料が 50 万円を超える場合には、4 回を限度として分割納入することができます。

## 1. 使用料が 50 万円を超え、100 万円以内の施設の場合

使用料のうち 50 万円を 1 回目に支払い、残額は分割回数に応じて、均等に分割して支払うこととなります。

## 2. 使用料が 100 万円を超える施設の場合

使用料の半額を 1 回目に支払い、残額は分割回数に応じて、均等に分割して支払うこととなります。

- \* 金額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、2 回目の支払額に繰り入れます。
- \* 分割納入とした場合であっても、利息は付きません。
- \* 一度選択した分割方法を変更することはできません。
- \* 使用許可証の交付は、1 回目の支払額の納付が確認された後に行いますが、2 回目以降の支払いにおいて、納付期限までに霊園使用料を支払わずに滞納した場合は、使用許可を取り消しますのでご注意ください。

## 3. 注意事項

分割納入の申請期限は、**令和 4 年 1 月 19 日（水）必着**となります。  
これ以降の申請は受けられませんので、ご注意ください。

<分割納入をご利用いただく場合の霊園使用料の納付期限（予定）>

	納付期限（予定）
第 1 回目	令和 4 年 2 月下旬
第 2 回目	令和 4 年 6 月下旬
第 3 回目	令和 4 年 1 2 月下旬
第 4 回目	令和 5 年 6 月下旬

\* 納入通知書の送付は、納付期限の約 2 週間前になります。